

評議員及び役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本医療保険事務協会（以下「本協会」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定による妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、評議員会で選任された理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任一時金であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費等を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、評議員及び役員の職務執行への対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、評議員会等への出席等に対する1回当たりのものとし、定款14条に定める金額の範囲内とする。
- 3 評議員の報酬の額は、別表第1「評議員の報酬の基準」に基づき、評議員会の承認を得て定める。
- 4 常勤役員の報酬は、年俸とし、各々の役員の年俸は別表2「常勤役員の年俸額の基準」の範囲内で、評議員会の承認を得て定める。
- 5 非常勤役員の報酬は、理事会等への出席等に対する1回当たりのものとし、報酬の額は別表第3「非常勤役員の報酬の基準」の範囲内で評議員会の承認を得て定める。
- 6 評議員及び役員に賞与は支給しない。

7 常勤役員が役員として円満に勤務した後、退任又は死亡により退任したときは、別表第4「常勤役員の退任一時金の支給基準」により退任一時金を支給することとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員に対する報酬は、毎月一定の定まった日に支給する。

2 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、評議員会及び理事会等への出席の都度、支給する。

(報酬等の支払い方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支払う。

2 支払いに関し、本人又は法定相続人から指定金融機関の指定口座への振込の申出があったときは、その申出に沿って支払うことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支払うことができる。

(費用)

第6条 本協会は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって要する費用を負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日以後、遅滞なく支払う。

2 前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(公表)

第8条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

[別表第 1] 評議員の報酬の基準

評議員の報酬は、評議員会等への出席等 1 回につき 15,000 円（源泉所得税を除いた額）とする。

[別表第 2] 常勤役員の年俸額の基準

○理事長	1,020 万円
○常務理事	900 万円

[別表第 3] 非常勤役員の報酬の基準

非常勤役員の報酬は、理事会等への出席等 1 回につき 15,000 円（源泉所得税を除いた額）とする。

[別表第 4] 常勤役員の退任一時金の支給基準

常勤役員が退任したときの退任一時金の支給額は、次により算定する。

- 1 基準額 × 係数 × 年数
 - (1) 基準額 退任時の本俸月額（年俸額の 12 分の 1 の額）
 - (2) 係数 1.5
 - (3) 年数 月途中の就任、退任は当該月を 1 月として計算し、在職期間に 1 年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。
- 2 在任中の功労が特に顕著な場合に限り、1 により得た金額の 30% を超えない範囲で特別功労加算を行うことができる。
- 3 算定結果、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。